

経営体育成支援事業実施要領

第1 趣旨

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の事業については、要綱に定めるほか、以下により実施するものとする。

第2 事業の実施

1 事業内容

(1) 融資主体型補助事業

ア 適切な人・農地プラン

要綱第3の4の経営局長が定める人・農地プランの適切性については、要綱第3の7の(2)のイの承認を受けるまでに、以下について都道府県知事が確認するものとする。

(ア) 人・農地プランの作成に当たっては、地域農業を担う主要な農業者（入り作者等を含む。）の意向を踏まえて人・農地プランの原案等の作成が行われるとともに、話し合い等の活動を通じて農地の出し手等も含めた地域内の関係者にも人・農地プランの内容が共有されていること。

また、話し合い等の活動の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組）についても、十分検討されていること。

(イ) 今後とも、話し合い等の活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図っていくと見込まれること。

イ 助成対象者

事業実施主体は、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は人・農地プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると事業実施主体が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体（農産加工・販売等に取り組む女性農業者グループ等）を対象として助成を行うことができるものとする。

ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる基準を満たすほか、当該事業に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得

b 農地等の改良、造成又は復旧

(イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a イの中心経営体のうち青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第4項の認定就農者である場合には、同条第1項の認定を受けた就農計画に即したものであること。

b 個々の事業内容について、単年度で完了すること。

c 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

d 原則として、事業の対象となる機械又は施設は、残存耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの（中古農業用機械である場合には2年以上のもの）であること。

e 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、フォークリフト、ショベルローダー及びバックホー等については、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要であること及び導入後の適正利用が確認できるものであること等の全ての要件を満たす場合には、この限りでない。

- f 実施を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - g 本事業以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
 - h 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了したものを本事業に切り替えて実施するものでないこと。
 - i (ア) の a のうち復旧については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。
 - j (ア) の a のうち取得については、既存施設を取得するものでないこと。
 - k 過去に他の補助事業により機械又は施設を整備した場合にあつては、その整備した際に掲げた目標と重複する目標項目を第2の3の助成対象者が設定する経営体の成果目標に掲げていないこと（事業申請年度において、過去に機械又は施設を整備した際に掲げた目標の目標年度を経過し、かつ、目標を達成している場合を除く。）。
- エ 要綱別表の事業内容欄の1の(2)のプロジェクト融資（以下「プロジェクト融資」という。）の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

- (ア) 農業協同組合
- (イ) 農業協同組合連合会
- (ウ) 農林中央金庫
- (エ) (株) 日本政策金融公庫
- (オ) 沖縄振興開発金融公庫
- (カ) 銀行
- (キ) 信用金庫
- (ク) 信用協同組合
- (ケ) 都道府県

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を対象として助成を行うことができる。

- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人にあつては7,200万円）
 - b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体にあつては6,000万円）
- (イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該事業実施主体の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ) 基金協会は、(ア)の助成金を、本事業以外の事業等の経費と区分して管理し

なければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」という。）第3の2の（1）のウ及び（2）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）については、この限りでない。

（ウ）基金協会は、（ア）の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）基金協会は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

3 成果目標

要綱第3の5の中心経営体の育成・確保に関する目標は、別表1に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が設定するものとし、別表1の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

4 実施手続

（1）要綱第3の7の（1）の支援計画の作成は、経営体育成支援計画書（別紙様式第1号）により行うものとする。

（2）要綱第3の7の（2）のイの成果目標の妥当性等の協議は、経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第2号）により行うものとする。

その際、都道府県知事は、支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（別紙様式第3号）を作成し添付するものとする。

（3）事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、都道府県及び市町村が定める交付規則等における、交付決定前着工に関する規定に基づき、助成対象者から事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

5 支援計画の承認要件

要綱第3の7の（2）のイの経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

（1）要綱第3の5の成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであり、かつ、計画承認年度から3年度目の設定した目標値が計画承認年度における値から増加するものであること。

（2）融資主体型補助事業の助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として別表1の経営体の成果目標に係る目標項目のうち、2つ以上（新規就農者にあっては1つ以上）の項目について

計画承認年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

(3) 要綱第3の5の成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組に関連するものであり、当該事業実施地区の発展及び改善につながるものであること。

(4) 過去に実施した事業との整合が図られていること。

また、助成対象者が設定する目標は、他の補助事業により機械又は施設等を整備した際の目標と重複するものでないこと（助成対象者が目標を設定する時点において、他の補助事業により機械又は施設等を整備した際の目標の目標年次を経過しており、かつ、その目標を達成している場合を除く。）。

(5) 要綱第3の4の人・農地プランの適切性について都道府県知事が確認していること。

6 支援計画等の重要な変更

要綱第3の7の(3)の経営局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

なお、これに該当しない変更にあつては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業実施地区の変更

(3) 助成対象事業内容の新設

7 事業の実施期間

本事業は、要綱第3の7の(2)により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

第3 目標達成状況の報告等

1 要綱第4の1の成果目標の達成状況の報告は、経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により行うものとし、支援計画承認年度から目標年度の前年度までの毎年度について、翌年度の7月末までに行うものとする。

2 要綱第4の2の点検を行う都道府県知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

3 地方農政局長は、要綱第4の2の報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第4 事業の評価

1 要綱第5の1の成果目標の評価報告は、経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により行うものとし、その報告は、目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

2 都道府県知事は、要綱第5の2による点検評価を実施した結果、支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど適切な指導を行い、当該成果目標がおおむね達成されるまでの間、評価及び改善状況の報告をさせるものとする。

3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、当該成果目標の達成の見込みがないものと判断したときは、支援計画の変更、事業の中止など適切な措置を講じるものとする。

第5 国の助成措置等

1 要綱第9により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

(1) 融資主体型補助事業

ア 事業実施主体ごとの補助率は10分の3以内とし、支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から(ウ)までのうち最も低い額を限度とする。

(ア) 助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額

(イ) 助成の対象となる経費のうち融資額

(ウ) 助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、支援計画等に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の2を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(3) 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内を補助するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に経営体育成支援事業交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成25年2月26日24経営第3140号経営局長通知。以下「事務及び事業費の取扱い」という。）別表1に定める附帯事務費の率を乗じて得た額とし、補助対象範囲は、事務及び事業費の取扱い別表2に定めるとおりとする。

2 国は、次に掲げる方法により算定された額を都道府県に配分するものとする。

(1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表2の都道府県配分基準表に基づき得点化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均値を算出する。

(2) 予算額から災害対応等を見込んで留保する額の範囲内で(1)で算出した平均値の高い事業実施地区から順に当該事業実施地区における各助成対象者の要望額又は(3)に掲げる上限額のうちいずれか低い額を合計した額を都道府県ごとに配分する。

なお、(1)で算出した平均値が同一の場合には、事業実施地区の実要望国費が小さい事業実施地区を上位とする。

(3) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

3 国は、地域農業の活性化や農業の6次産業化に向けた取組等に重要な役割を果たしている女性経営体を取り組む場合や、過去に国庫補助事業や地方公共団体等単独事業を利用せずに融資を活用して農業用機械・施設等を整備し、著しい経営改善を達成した実績のある者が新たに本事業を活用する場合は、優先的に支援が受けられるよう、都道府県に対し予算配分に当たっての協力を求めるものとする。

第6 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、毎年度9月末までにその状況を確認し、地方農政局に報告するものとする。

2 都道府県知事は、基金協会による保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合（基金協会の対象区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。）、事業実施主体が交付した補助金について、次の算式により算定された額を当該基金協会に返納させ、当該返納させた額を国庫に返還するものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、基金協会より返納を受け、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から交付を受けた補助金の合計額

(C) は、基金協会が第2の1の(2)のイの(ウ)の経費に充てた額

3 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた助成金を第2の1の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる補助金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（た

だし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。）

- 4 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

第7 フォローアップ

事業実施主体は、支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第8 留意事項等

本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、事務及び事業費の取扱いによるものとする。

附則 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。

- 2 この通知による改正前のこの要領により支援計画の承認を受けている事業へのこの要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

(別表 1)

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
①経営面積の拡大	a 助成対象となる事業内容に土地利用型農業に関するものが含まれる場合 3戸以上の農家から利用権の設定等を行い、若しくは農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行い、又は利用権の設定等を行い、若しくは農作業の受託をして概ね30a以上経営面積の拡大を行う。 b a以外の場合 利用権の設定等を行い、又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
②耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により現状より概ね30a以上経営面積の拡大を行う。
③農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。
④農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。
⑤農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑥農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑦雇用	外部からの常勤雇用の増加に取り組む。

(別表 2)

都道府県配分基準表

項目	現状の水準	点数
①経営改善	<p>以下のいずれか又は複数の経営改善に取り組んでいる。</p> <p>a 経営面積の拡大（事業実施年度前3年度内に経営面積の拡大に取り組んだ場合に限る。）</p> <p>b 6次産業化（自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築することをいう。）</p> <p>c 高付加価値化（事業実施年度前3年度内に農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組むことをいう。）</p> <p>d 農業経営の複合化（土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開することをいう。）</p>	1 経営体につき 1 点
②法人化	現在、法人化している。	1 経営体につき 1 点
③新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年以内の者である。	1 経営体につき 1 点 なお、45歳までに就農した者である場合は、1 経営体につき 1 点加点する。
④雇用	外部から常勤雇用している。	1 経営体につき 1 点
⑤農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1 点
⑥女性の取組	女性農業者又は農業者の組織する団体のうち女性が過半を占める団体の取組である。	1 経営体につき 1 点

平成 年度経営体育成支援計画書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 事業実施地区の成果目標

(単位:人、経営体)

成果目標項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)
① 経営面積の拡大				
② 耕作放棄地の解消				
③ 農業の6次産業化				
④ 農産物の高付加価値化				
⑤ 農業経営の複合化				
⑥ 農業経営の法人化				
⑦ 雇用				

(注)経営体調査において、各経営体が設定した項目について、各項目の延べ経営体数を設定すること。

[目標設定の考え方及び事後評価の具体的な検証方法]

成果目標項目	目標設定の考え方	事後評価の検証方法

(注)地区の成果目標を設定した項目について、目標設定の考え方及び事後評価の検証方法について具体的に記載すること。

II 施設整備計画

1 融資主体型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

区分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分						備考
		交付金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
融資主体型補助事業								経営体
追加的信用供与補助事業								保証希望融資額: 円
計								

(注)(別添2)経営体調査を添付すること。

2 附帯事務費

	事業費 Z=a+b +c+d	負担区分				適否 (市町村:IIの1の事業費の0.4%以内)
		交付金 a	都道府県費 b	市町村費 c	その他 d	
市町村附帯事務費						

[推進事務費の具体的な内容]

	具体的な使途
市町村附帯事務費	

Ⅲ 事業実施主体の概要

市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	(役職) (氏名)
電話・ファックス	TEL FAX	事務担当者	(役職) (氏名)

Ⅳ 市町村域を超える場合の調整

□	事業実施地区が市町村域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
	調整内容等について

(注)市町村域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

[添付資料]

1. (別紙様式第1号別添1) 予算の配分基準ポイント
2. (別紙様式第1号別添2) 融資主体型補助事業対象経営体調査
3. (別紙様式第1号別添3) 人・農地プランの適切性
4. 計画位置図

計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

- (1) 実施地区を黒色の実線で囲む。
- (2) 助成対象者ごとの受益範囲を色分けして図示する。
- (3) 農地等の改良、造成又は復旧の場合、施行位置を事業ごとの色で囲む。(農道等の線的事業については、該当路線等を図示)
- (4) 農業用機械・施設の施行位置は、設置場所(機械については保管場所)を事業ごとの色で図示する。
- (5) 施行位置は、対象経営体、事業内容の異なる個々の事業ごとに図示し、実線を引いて余白に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。

5. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。また、女性経営体の場合は、助成対象者である女性経営体が要件を満たしていることが分かる資料、過去に国庫補助事業や地方公共団体単独事業を利用せずに融資を活用して著しい経営改善を達成した者の場合は、要件を満たしていることが分かる資料。
6. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
7. 事業実施地区の人・農地プラン
人・農地プランの作成に当たって地域の話合い等の状況や今後の予定等が分かる資料
8. その他都道府県知事が必要と認める資料

予算の配分基準ポイント

(単位:人、経営体)

配分基準項目		助成対象者数 A	基準指標 (1点当たり目標値) B	ポイント C=A×B
①	経営改善 以下のいずれか又は複数の経営改善に取り組んでいる。 a 経営面積の拡大(事業実施年度前3年度内に経営面積の拡大に取り組んだ場合に限る。) b 6次産業化(自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築することをいう。) c 高付加価値化(事業実施年度前3年度内に農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組むことをいう。) d 農業経営の複合化(土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開することをいう。)		1経営体 当たり1点	
②	法人化 現在、法人化している。		1経営体 当たり1点	
③	新規就農 事業実施年度に就農する者又は就農後5年以内の者である。		1経営体 当たり1点	
	うち45歳まで なお、45歳までに就農した者である場合		1経営体 当たり1点	
④	雇用 外部から常勤雇用している		1経営体 当たり1点	
⑤	農業者の育成 農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。		1経営体 当たり1点	
⑥	女性の取組 女性農業者又は農業者の組織する団体のうち女性が過半を占める団体の取組である。		1経営体 当たり1点	

ポイント計 D	0
------------	---



【記載要領】

・事業に取り組む助成対象者の経営状況について作成すること。

融資主体型補助事業対象経営体調査

No	助成対象者名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

(1)人・農地プラン上の位置付け

<input type="checkbox"/> 1. 中心経営体	<input type="checkbox"/> 2. 中心経営体以外
-----------------------------------	-------------------------------------

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

(2)中心経営体として位置付けられている人・農地プラン名

①	
②	

(注) 該当するプラン名(若しくは市町村名・地区名)を記載。

(3)人・農地プランに位置付けられた取組内容

(2)の 関連番号	現状 (○年度)		計画 (○年度)		取組内容 (新規就農・6次産業化・高付 加価値化・複合化)
	市町村名	地区名	経営内容	経営規模	

(注) 人・農地プランに記載された内容を記載すること。

複数のプランが事業実施に関連する場合は、行を追加し全て記載すること。

(4)(1)1. 中心経営体の詳細

<input type="checkbox"/> 1. 認定農業者	<input type="checkbox"/> 2. 集落営農組織 (<input type="checkbox"/> 共同販売経理を実施している <input type="checkbox"/> 共同販売経理を行う予定である(開始予定年月:平成 年 月 予定)
<input type="checkbox"/> 3. 新規就農者 (就農時の年齢 歳、就農した年月(就農:平成 年 月))	
<input type="checkbox"/> 4. 1、3及び5(個人の場合)の者で組織する団体	<input type="checkbox"/> 5. その他()

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。2.に該当する場合には、()内の□にチェックを入れるとともに、共同販売経理を行う予定である場合は開始予定年月を記入すること。

3. の場合は、就農した年齢、就農年月を記入すること。

5. の場合は、()内に具体的に記入すること。

(5)(1)2. 中心経営体以外の詳細

1. その他()

(注) ()内に具体的にどのような者が記入すること。

(6)個人情報の取扱い

<input type="checkbox"/> 本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報又は人・農地プランに記載されている個人情報(氏名等)について、関係自治体に提供することに同意します。(同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができない場合があります。)

(注) 人・農地プランとの関連を確認するため、本申請に係る情報、又は人・農地プランに記載されている情報を関係自治体等に提供することに同意する場合は、□にチェックを入れること。

II 配分基準表該当項目

(1)助成対象者の配分基準

<input type="checkbox"/> ①経営改善	<input type="checkbox"/> ②法人化	<input type="checkbox"/> ③新規就農	<input type="checkbox"/> ③のうち 45歳以下	<input type="checkbox"/> ④雇用	<input type="checkbox"/> ⑤農業者の育成	<input type="checkbox"/> ⑥女性の取組
--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--	------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

(注) 当該項目については、市町村と相談の上記載すること。

(2)⑤に該当する場合の研修生の概要

年齢	歳	性別	男・女	出身	農家・非農家	研修 期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
研修生の将来ビジョン (数年後どのように農業に従事していくのか(従事させるのか)。							
① 助成対象者の中で、中核的な農業者(従業員・構成員・オペレーター等)として育成・従事) ② 独立・自営就農として育成(農地等の確保状況:) ③ その他(具体的に:)							
今後の営農予定 年 月から就農予定							

(注) (1)で⑥を設定する場合は記載すること。

III 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所
1				
2				
3				

No	事業費 (円) A=B+C+D +E+F+G	資金調達計画(円)						助成率 (%) H=B/A	融資率 (%) I=C/A	担保措置 の有無	耐用 年数 (年)	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金 D	地方公共団体等							
					都道府県 E	市町村 F	その他 G					
1									<input type="checkbox"/>			
2									<input type="checkbox"/>			
3									<input type="checkbox"/>			
計												

(注)「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。
「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。

IV 経営体の成果目標

(1) 経営体の成果目標の設定

項目	関連する 事業内容No	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)	整備内容との関連の考え方
①						
②						

(注)最低2項目は設定すること。

助成対象者が事業実施年度に就農する者である場合には、1年度目末を現状として目標を設定すること。

V 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(※)	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない

(注)いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

VI 関連事業の実施状況

(1) 過去に実施した事業の概要

番号	事業名	実施年度	事業内容	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考

(2) 目標等の達成状況

番号	設定している目標項目名	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度	備考

(注)平成21年度以降の関連事業の実施状況(予定を含む)を記載すること。

これまでに実施した事業の目標の設定状況及び達成状況を記載すること。(各事業の目標年度に併せて記載すること)

各年度の欄の上段には、事業実施時に設定した計画を記載し、下段には、実績を記載すること。

設定した目標項目について全て記載すること。

人・農地プランの適切性

市町村名:

地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(ア)について実施されている。
	<input type="checkbox"/>	地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
	<input type="checkbox"/>	今後の地域内の話し合い等の予定
地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(ア)について実施されている。
	<input type="checkbox"/>	地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
	<input type="checkbox"/>	今後の地域内の話し合い等の予定
地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(ア)について実施されている。
	<input type="checkbox"/>	地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
	<input type="checkbox"/>	今後の地域内の話し合い等の予定
地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(ア)について実施されている。
	<input type="checkbox"/>	地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要領第2の1の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
	<input type="checkbox"/>	今後の地域内の話し合い等の予定

(注) 適切な人・農地プランが作成されているか確認するため、該当する場合に□にチェックを入れること。
チェックがない場合には、適切な人・農地プランが作成されていないため本事業の対象外となりますのでご注意ください。
地区ごとに記載すること。
地域の話し合い等の状況や今後の予定について簡潔に記載するとともに、各地区ごとに関係する資料を添付すること。

(別紙様式第2号)

平成○年度経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）第3の7の（2）の規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

記

市町村名	地区名

（注）関係書類として、経営体育成支援計画書（別紙様式第1号）及び都道府県別実施計画（別紙様式第3号）を添付すること。

なお、経営体育成支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融資主体型補助事業対象経営体調書（別紙様式第1号別添2）及び地方農政局長が必要と認める資料について添付すること。

都道府県別実施計画

I 県別実施計画

区分	事業費 G=A+B+C+ D+E+F	負担区分					備考
		国費 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費 融資 E 自己負担 F	
1 事業費							
(1) 融資主体型補助事業							経営体
(2) 追加的信用供与補助事業							保証希望融資額 円
2 附帯事務費							適否(都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
(1) 都道府県附帯事務費							
(2) 市町村附帯事務費							
計							

(注) 都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な使途]

	具体的な使途
都道府県附帯事務費	

II 実施地区の適切な人・農地プランの判定根拠

市町村名	地区名	根拠資料	チェック欄
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(注) 複数の実施地区がある場合は、行を追加して全て記載すること。
「根拠資料」欄は、都道府県が適切な人・農地プランの確認に用いた資料や確認手法等について記載すること。

Ⅲ 都道府県域を超える場合の調整

事業実施地区が都道府県域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。

調整内容等について

(注) 都道府県域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

Ⅲ 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

Ⅳ 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円	円	円	円	
(1) 融資主体型補助事業					
(2) 追加的信用供与補助事業					
2. 附帯事務費					
計					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. (別紙様式第3号別添1) 融資主体型補助事業実施内容(内訳)
(別紙様式第1号) 経営体育成支援計画書
(別紙様式第1号別添1) 予算の配分基準ポイント
(別紙様式第1号別添2) 融資主体型補助事業対象経営体調査
3. その他、他地方農政局長が必要と認める資料

○融資主体型補助事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	中心経営体
2	中心経営体以外

②整備内容

番号	施設等名	備考
1	トラクター	
2	コンバイン	
3	田植機	農業用機械
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	その他機械	
8	ハウス	
9	育苗施設	生産・流通
10	乾燥調製施設	
11	果樹棚	
12	集出荷施設	
13	農産物加工施設	
14	直売施設	加工・販売・交流
15	観光農業関連施設	
16	畜舎(肉用牛)	畜産・酪農
17	畜舎(養豚)	
18	畜舎(養鶏)	
19	畜舎(酪農)	
20	畜舎(その他)	
21	サイロ	
22	堆肥施設	
23	機械(畜産関係)	
24	その他畜産関係施設	
25	その他施設等	その他
26	equalizer	
27	区画整理	土地基盤整備
28	暗渠排水	
29	明渠排水	
30	その他基盤整備	

③金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県

④融資(資金)種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	就農支援資金
3	公庫資金(改良資金)
4	公庫資金(スローペースL)直貸
5	公庫資金(スローペースL)転貸
6	公庫資金(その他)直貸
7	公庫資金(その他)転貸
8	一般資金(プロパー資金)

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(○年度目)

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 地区の成果目標

(単位:経営体、%)

項目	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
	1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)	
① 経営面積の拡大				
② 耕作放棄地の解消				
③ 農業の6次産業化				
④ 農産物の品質向上				
⑤ 農業経営の複合化				
⑥ 農業経営の法人化				
⑦ 雇用				

II 経営体の成果目標

No	対象経営体名	項目	現状	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
				1年度目	2年度目	3年度目	

III 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

--

【記入要領】

- 「現状」「目標」欄は、経営体育成支援計画書(以下「支援計画」という。)及び経営体調査の成果目標の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。
I及びIIの「達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調査にある計画を記入し、下段は、当該年度の実績を記載し、「○年度目の達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。
- IIの対象経営体の成果目標に関する達成状況は、支援計画の添付資料である経営体調査に掲げた経営体の成果目標の項目について、対象経営体毎に記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。
IIの経営体の成果目標達成状況の達成率は、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。
(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)
- IIIの達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合にはその要因を把握した上で、達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。
また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

(別紙様式第4号別添1)

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	
-------	--

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

(別紙様式第4号別添2)

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(都道府県)

農政局名	
------	--

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から計画主体等に対して指導内容を踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。